

萩藩における正保の二歩減中止と

万治三年「当家制法条々」の制定

—「粟屋半左衛門・笠井庄左衛門より堅田安房・益田孫左衛門宛覚書」の紹介—

山崎 一郎

はじめに

万治三年（一六六〇）九月十四日、萩藩で「当家制法条々」が公布される。二代藩主毛利綱広が黒印を押し、藩重臣の加判衆五名に宛てた三三ヶ条からなる長文の法令である。幕府法の遵守、キリスト教

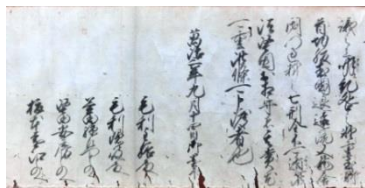
く、幕府法や元就以来毛利家中で定められた法がもとにされた。同法は、毎年正月十一日、萩城書院竹之間（藩主在府中は松之間）で家臣への読み聞かせの儀式が行われ、それは幕末まで続いた。

の禁止にはじまり、以下、藩士、役人、給主として守るべき基本的事項、婚姻、跡目相続、日々の生活態度、火の用心など幅広い内容をもつ（後掲表¹）。同法は以後萩藩の最も重要な法令とされ、「毛利氏家中の憲法」²、「いわば萩藩の武家諸法度」³とも称される。奥書に「受天下御制法之旨、或考元就以來之旧記、漸所記之法令三十三箇条令潤色訖、聊以非企新儀之法」とあるように、まったく新しい内容ではな

この「当家制法条々」を中心に、万治三年から翌寛文元年（一六六一）に制定された法令群を万治制法と呼ぶ。万治制法制定は萩藩政確立の指標とされることが多い。三坂圭治氏は万治制法を「藩体制の確立を象徴」するとし、これを契機に元就の神格化が進んでいくとした。小倉宗氏は、萩藩の法制上の画期を、家中統制に関する法令が集大成される寛永十年代と万治制法が制定される寛文期前後とし、中でも「当家制法条々」が、藩主を中心とする藩政確

立の上で藩祖元就と幕府の權威を利用した点に注目する⁽⁵⁾。一方、田中誠二氏は、単に万治制法制定に止まらず、それに至る正保三年（一六四三）仕組からの一五年間（初代秀就から綱広への代替わりの時期）に、家臣団秩序の確立、諸職の整備、先行する正保制法などの法制整備が進んだことを重視している⁽⁶⁾。

さて、当館に「粟屋半左衛門・笠井庄左衛門より堅田安房・益田孫左衛門宛覚書」（以下「粟屋・笠井覚書」と略記）と題された文書がある。毛利家文庫



【写真1】当館蔵「当家制法条々写」
同法原本は毛利博物館蔵。当館蔵
のものは正月儀式使用のものか。
（上）全体（下）奥書部分。

でも旧萩藩士家の家文書でもなく、「一般郷土史料」の一点である（一般郷土史料貴重2）。かつて県立山口図書館が収集した主に一点ものの古文書群を、当館設立（昭和三四年）に伴い移管し、「一般郷土史料」の名称で管理してきた。

「粟屋・笠井覚書」は、管見の限りこれまで紹介されたことはない。この文書は、「当家制法条々」制定半年前の万治三年二く三月、江戸藩邸での藩主綱広ほか藩首脳部による秘密会議の内容を伝える。それは、当時実施中であつた家臣知行の上知政策「正保の二歩減」⁽⁷⁾の中止に関する協議で、その結果が「当家制法条々」制定へ繋がつたことを物語る。藩政前期、藩首脳部の生々しい協議記録として希有のものであり、従来知られていない史実を伝える重要性に鑑み、小稿でその内容を紹介したい⁽⁸⁾。全文を最後に翻刻したが、記述の典拠を示すため、各条文中に【】で数字・アルファベットを付した。

一 文書の性格

「粟屋・笠井覚書」は全長七・二一mにも及ぶ長

い文書である。文書名に名前がみえる粟屋半左衛門（就貞）と笠井庄左衛門は萩藩の大組士で、万治三年初め江戸に派遣され、二月十六日と三月二十二日、藩邸で藩主綱広へ正保の二歩減中止に関する国元重臣の検討結果を伝えた。粟屋は六〇才。三年後に亡くなる老藩士にとり生涯最後の大仕事であった。

二回の会議とも人払いがされ、綱広以外には、当役堅田安房（寄組）、江戸加判役益田孫左衛門（同）、手廻頭繁沢二郎兵衛（同）のみが出席する秘密会議であった（「粟屋・笠井覚書」第一条。以下【1】と略記）。粟屋・笠井は会議での説明内容と綱広の発言、会議の様子などをまとめた文書を五月八日（綱広帰国直前）に作成し堅田・益田へ提出する。同日、堅田・益田は内容を確認して奥書を加え、すべての紙継目裏に押印し両名に返した【19・20】。これが「粟屋・笠井覚書」である。両名は、帰国後文書を国元重臣に見せるとしており、自分たちが役目を果たし、国元重臣の考えを間違ひなく藩主に伝えた証明としてこの文書を作成した。自らの任務遂行を証明するという機能上、この文書は以後粟屋家、もしくは笠

井家で密かに保存されたと思われる。

二 粟屋・笠井派遣までの経緯

正保の二歩減は、正保三年（一六四六）十一月、前藩主秀就時代に開始された。藩財政が逼迫し、江戸・京・長崎だけで銀六二〇〇貫目余もの借銀を抱える中、正保の仕組（行財政改革）の柱として実施された。それは家臣知行の二割（寺社領は三割、小身家臣は一割の者も）を上知する（一時的に藩に召し上げる）厳しいもので、八〇〇石以下の家臣の場合、下地（土地と人）はすべて召し上げられ浮米支給となった。正保の仕組でも事態は好転せず、さらに承応の再仕組が企図される⁽¹⁰⁾。

綱広は、父秀就が慶安四年（一六五二）正月に亡くなると、翌月一三才で家督を継ぎ二代藩主となる。承応二年（一六五三）に元服、万治元年（一六五八）四月に福井藩主松平忠昌二女千姫と結婚。同九月に初入国して翌月に御国廻り（領内巡見）を行い、万治二年二月に江戸へ戻った。

同年九月、江戸の堅田・益田が国元へ重大な連絡

をした。殿様が正保の二歩減中止の意向を示し、実現可能か隠密に検討せよと指示したという。綱広は初入国時、正保の二歩減による家臣の困窮ぶりを聞き、また実際に窮状を目の当たりにした。綱広は、公儀向きのことさえ対応できれば内向きのことは我慢するとの考えであった〔4〕。正保の二歩減はすでに十四年続いていた（万治二年時点）。その中止は新藩主の仁政の意味があり、困窮する家臣を救済し、自らへの求心力を高める意図があつたろう。

これを受け、九月以降、国元重臣六名が方針を検討した。メンバーは、国元加判役毛利宮内（一門）、同毛利隠岐（同）、同益田越中（永代家老）、児玉淡路（寄組）、国司備後（同）、そして当職榎本遠江（同）であった〔5〕。彼らは、文書中「御国老中」「老とも」と表現される（以下国元老中とする）。国司は当時すでに川上村に隠居中で参加を辞退したが、他のメンバーから促され協議に加わった〔3〕。彼らは、藩主の「御慈悲之御志之程」を家臣たちもありがたく思うはずで、ぜひ実現させたい考えだった。しかし財政状況は厳しく、借銀返済のための仕組は継続中であ

る。正保の二歩減中止実現にはどのような対応が必要か、慎重に検討しなければならなかった。

検討は隠密に進められ、結果を藩主へ伝える役として栗屋・笠井が選ばれた。両名を使者としたのは、一人では覚え違い、口上間違いが生じる可能性がある、伝達に漏れがないようにとの配慮であつた〔7〕。江戸で綱広から、協議は萩城の御蔵元（諸役所エリア）で行つたのかと尋ねられた栗屋・笠井は、協議は加判役毛利宮内・益田越中の屋敷で二度行い、のち栗屋・笠井が当職榎本の屋敷に赴いて、協議内容と綱広への口上の確認、参考資料との突き合わせなどを毎日行つたと答えている〔10〕。藩主との協議以前、内容が家中に漏れないよう密に事が進められた。

三 二月十六日江戸藩邸での協議

江戸に派遣された栗屋・笠井は、万治三年二月十六日、江戸藩邸御奥御座之間で綱広に国元老中の検討結果を口頭で伝えた。主として説明したのは栗屋である。それは次のような内容であつた。

（1）藩主の儉約徹底と新法制定

国元老中がまず必要と考えたのが、藩主自身の儉約の強い意志、そして上知返還前の法度制定であった。次のように言う【4】。

- ①上知を返還し、蔵入地収入のみで公儀向、江戸・京・大坂、国元の支出をまかない、さらに六年後に現在の借銀を完済するとすれば年間銀二〇三〇〇貫目が不足する。しかし、殿様自らの御用に関わる部分を儉約し、「大は中に中は小に」（支出規模を縮小）とすることを殿様自らが堅く決心すればなんとか対応可能である。この点を了解の上で上知返還を実行して欲しい。
- ②単に上知を返還すれば、家臣の中に殿様の志を蔑ろにして「愁訴」するものが出、仕組が成り立たなくなる恐れがある。それゆえ返還前にまず法度を定めるべきである。元就様以来の家中の法令を検討し、時代に適合するものを選び、欠けている部分は新たに加え、「御家後々迄之御制法」となるよう定め、殿様帰国時にこれを公布した後、家臣に上知返還すべきである。
- ③法度を制定しても、殿様自身が趣旨をはき違え

ては何の仕置にもならない。殿様自身が法度を守ることが大切である。

正保の二歩減は約五万石の増収を藩にもたらし、大坂へ廻米され、山代紙とともに仕組の重要な柱となっていた。上知返還は収入減少となり、借銀返済に影響を及ぼす。万治三年四月時点で返済は残り六割ほどになっていた⁽¹³⁾。国元老中は、年間銀二〇三〇〇貫目の収入不足分は、藩主自らが儉約し支出縮減を強く進めればなんとか対応できるという。実際には上知返還後も、藩は家臣に馳走米を出させており、儉約のみで収入不足分をまかなえたわけではない。しかし、正保仕組開始前、藩主の江戸での支出が財政悪化の原因と家臣から批判されていた⁽¹⁴⁾。国元老中は、若い藩主に儉約の重要性を強く認識してもらおうべきと考えたであろう。

新法制定は、上知返還に伴う家臣の「愁訴」を防ぐためである。こののち万治三年十一月二十八日、二歩減中止、上知返還を告げる加判衆連署奉書「先年之歩上り今度被返遣付而被仰出条々」が出され、返還原則が示される⁽¹⁵⁾。そこには、事情により知行の

半分、三分の二が上知されていた者⁽¹⁶⁾、上知時に家督相続した者、以前は小身であったがのち加増された者、家業人、寺社の場合など、さまざまなケースでの返却基準が示される。下地・浮米を以前通り返すことが原則だが、元の給地を蔵入地とし、別の土地を給与することもあり得るとされた。二・三割上知されていた者には、返還後も藩借銀完済まで馳走米が義務づけられた。

ここからは、家臣への上知返還実務は単純ではなく、家臣によりさまざまな事情があつたことがうかがえる。そうであれば、上知返還に際し事情を申し立て、少しでも自分に有利な処置を求める家臣が出ることは十分あり得る。給地替えを願ひ出る者もあるかもしれない。それらが国元老中の危惧する「愁訴」であろう。彼らとしては、原則に基づき上知返還を粛々と行い、家臣に文句を言わせず、公平を保ち、藩政を混乱させず、仕組を維持することが重要であり、そのために家中秩序の基本となる新法制定を必要とした。そして新法は藩主自らが遵守することが何より大切とする。

実は綱広は、江戸に戻る直前の万治二年二月、国元加判衆に宛て「ヶ条」を定め、従来の法を守ることに、また、今後時勢に適応した法令の改編・整備を行うとしていた⁽¹⁷⁾。新しい藩主の下、従来の法令を見直し整備を行うことは既定路線であつた。国元老中はその動きに合わせ、正保の二歩減廃止の前提として新法制定を提言したのである。

(2) 新法の内容と頭取人・目付の任命

続いて粟屋は、上地返還と新法制定の中心となる「頭取人」の任命と目付新設の重要性を述べた。新法には次の内容が必要という^[5]。

- ① 新法制定以前の事に関する訴えは、一切受理しないという一条が必要である。その上でなお不平を申す者があれば、一門や側衆の者はもちろん、外様は大小身に限らず切腹を命じるべきである。そうでないと愁訴するものが出る^[5a]。
- ② 支出は「大は中に中は小に」という原則を示すことが重要である。そうでないと、今は我慢していても次第に例外を認めるようになり、結果儉約できず、借銀返済が不能となる^[5b]。

③新法の内容は、越後高田藩主松平光長様（綱広姉登佐姫夫）、松江藩主松平直政様（綱広室叔父）にも相談するべきである【5f】。

頭取人・目付については次のようにいう。

④頭取人は人選が大切である。もし頭取人に「依怙最眞」「私之儀」があれば目付が報告し、加判役が調査し、間違ひなければ切腹を申し付ける条件で任命すべきである。殿様が御慈悲で赦してしまえば、仕置が成り立たない【5c】。

⑤頭取人が無私で一命を捨て殿様のために仕事をすれば、多少殿様の思い通りでないとしても、頭取人の言うとおりに殿様が命じることが重要である。頭取人が一生懸命でも、殿様が認めなければ仕置は成り立たない【5d】。また、殿様が納得できないことは定めるべきでなく、納得できることを定めるべきである。その上で、もし殿様が無理と思うことでも頭取人の申すことをよく聞いて分別されたい【5d】。

⑦一門衆や御側衆が脇から何を言っても聞き入れないと定めるべきである。頭取人を差し置き、

誰かが殿様へ依頼するようになれば、殿様の決めたことも破綻し、頭取人の仕置も成り立たない。「縁引」（縁故関係）を利用して何かを依頼する者は処罰すると定めるべきである【5e】。

⑧新しく目付役を命じられるべきである。その人柄は命を省みず御為一筋に、少しも言い訳や「いろぬ」（妨げ・干渉）をしない者を選ぶべきである。目付はすべてのことを聞きつけておき、頭取人が承知すべきことは頭取人に伝え、殿様が承知すべきことはすぐに申し上げるよう堅く申し渡すべきである【5g】。

新法に盛り込むべきは、過去の訴訟の不受理、非公式なルート（「脇口」）からの訴えや縁故関係を利用した依頼の厳禁、そして支出規模の縮減であった。また、上知返還実務を主導する頭取人は、まず藩主自身が一番に信頼すること、頭取人以外の者が何かを申し立てても一切取り上げないこと、頭取人に不正があれば切腹させる覚悟で任命すべきとする。

明確なルールを定め、藩主の強い信任を得た頭取人の下、ルールに基づき上地返還を進めること、た

と一門、藩主側近でも、例外的な処置は一切認めないこと、公私を峻別することを最重要とする。そして、それらを監視する目付を新設し、なにより藩主自身が新法の趣旨を厳守することが大切とする。

（3）国元老中の意志確認

栗屋・笠井は、江戸出発前、国元老中に以下の点を念押しした。すなわち、①頭取人に「依怙最眞」「私之儀」があれば必ず僉儀するか、②頭取人が御為一筋に仕事をするならば、その障りになるようなことを国元老中が言わないか、③国元老中自身が縁故に頼り訴え出るようなことはないか、という点である。国元老中は、これらにつき互いに誓紙を交わして確約し、その上で御意の通りすると返答したという。栗屋・笠井は、国元老中自身の本気度を強く確認したと綱広に伝えた【6】。栗屋らは、藩主と国元老中をつなぐ使者としての役目を、主体的に果たそうとしていた。

（4）法案の作成

さらに両名は、新法作成の手順に関する国元老中の考え方を伝えた。国元老中は、近々將軍の日光参

拜につき西国大名に帰国が許されると聞いており、国元の協議結果の報告が遅れると江戸での新法の検討時間が無くなってしまうことを恐れ、急いで栗屋・笠井を派遣したという。国元老中は、綱広の次の帰国時を新法公布の機とみていた。

新法は、江戸藩邸で藩主と当役らが荒増しの内容を定め、藩主帰国後に国元老中の考えとすりあわせ、その上で公布するのがよいという。新法は、藩主の側が一方的に定めるのではなく、国元老中ら重臣と意見をすりあわせ制定するとされた【6】。

（5）綱広の質問

栗屋の説明が終ると、笠井がその内容に間違いなことを念押しし、また当役堅田も、先日事前に聞いた内容と違いない旨を述べた。綱広は、国元老中はこれで上手く行くと考えているのかと尋ね、笠井は、殿様自身が仰せの趣旨を守ることが大切と回答した。その上で所帯の目論見（財政の見通し案）を堅田・益田へ差し出し、この日の協議は終了した【8】。

（6）綱広姉登佐姫への相談

以上が二月十六日の協議内容であった。この日、

粟屋らは口頭で説明し、その内容を記す「書物」は綱広へ提出しなかった。これは堅田・益田の指示であった。ところがその後粟屋・笠井は、高田藩主松平光長室で綱広姉登佐姫に、綱広への説明内容をかたな文字に直した「書物」を渡していた。そのため両名は、登佐姫がこの「書物」を元に殿様に相談することがあれば殿様が不審に思うかもしれない、やはり殿様にも「書物」を見せておいた方がよいのではと堅田に進言した〔11〕。

登佐姫は秀就と喜佐姫（福井藩初代結城秀康長女で二代將軍秀忠養女）との長女で当時四三才（綱広とは二〇才以上違う）。前述のように国元老中は綱広へ、親戚の松平光長や松江藩主松平直政にも新法の相談をされてはと助言していた。このため、登佐姫にも内容を伝えたとと思われる。新法制定という藩政上の重大事に関し、重臣たちが他家に嫁いでいる藩主の姉にも相談している点は、藩政における女性の役割を考える上で興味深い。なお、「国司広孝聞書」⁽¹⁸⁾によれば、綱広室の兄福井藩主松平光通にも法令の内容を相談したという。同法作成は、藩内での検討

に止まらず、親族大名家にもひろく意見を求めたことがわかる。

結局粟屋・笠井の進言のとおり、三月二十二日、藩主綱広に「書物」を見せることになった。

四 三月二十二日江戸藩邸での協議

(1)「覚書」「肩書物」の検討

三月二十二日、江戸藩邸松之廊下で再度会議が行われた。前回と同じ出席者であった。粟屋・笠井が持参した「覚書」と「肩書物」を綱広に見せ、当役堅田が一ヶ条ずつ読み上げる形で進められた〔12〕。

「覚書」は、二月十六日に粟屋が口頭で説明した、国元老中の検討結果を記した文書だろう。「肩書物」は問箇条とも呼ばれる文書で、文書提出者が上役（文書受理者）の指示を仰ぎたい内容、確認したい内容を一ヶ条ごと書き上げ、上役がそれへの判断、指示を各条文の肩（右上）に記すものである。粟屋・笠井が発前、国元老中に頭取人との今後の関係について尋ね、国元老中が答えた内容を記したものがこれであろう。両名は綱広に対し、今後は頭取人と「加

判衆（国元老中）との関係が重要と考え念を入れ尋ねた（すなわち、「肩書物」を作成した）と述べると、綱広はもつともと賛意を示した【13】。

（2）目付の設置

この日綱広が尋ねた点に目付の問題がある。綱広は、今回新たに置く目付は「当分之事」（二歩減返還に伴う臨時的役職）か継続的なものかを問い、継続的なものを考えている旨伝えると、綱広も同意した。

兩名は目付の役割、人物像について、理路整然として私心が無く、御家のため身命をなげうつ覚悟があること、また、たとえ「都合存候衆」や加判役など藩政の中心にある者でも、彼らの行動に私心が見える場合には、それを殿様に進言できる人物が必要という。現在も目付が置かれているが限定的な役割に過ぎず、今後は権限を強化し家臣の善悪などもチェックさせれば、家臣たちの志や風俗もよくなるはずと述べた。綱広も同意し、新しい目付は「頭取人程の者」、すなわち頭取人と同等の地位、権限の者となると言い、堅田らも色々と考えを述べた【14】。この時構想された目付役は、のちの直目付役につながる

つていくと推測される。

（3）御鷹・御歩行衆・御手廻衆

藩主綱広は、国元老中の方針におおむね同意しているが、「御鷹」と「御歩行衆」（藩主の近辺警固の士）の減少に関しては難色を示した。これに対し兩名は、国元老中もまったく控えて欲しいと言っているわけではなく、「大ヲ中ニ中ヲハ小ニ」を意識することが重要で、例えば一〇羽いる鷹を七・八羽に減らしてもらえばよい。藩主自身の支出を減らす意志が大切で、あとは老中が財政の成り立つよう努力すると伝えると、綱広も一応同意した。また、「御歩行衆」も必要ない数は減らして欲しいこと、江戸在住の「御手廻り衆」（御手廻組士）も用のない者は国元に返して欲しい、との国元老中の考えも伝えられた。

ただし綱広は、鷹の数削減には最後まで納得できなかったようで、努力はするが減らすことは難しいと国元老中に伝えるよう命じている【15・16】。

（4）軍役への備え

綱広は、説明の中で幕府軍役への備えに関する内

容がないことに気づき、「何とも笑止」とその説明を求めた。これには当役堅田が答え、現在軍役への備えが銀五〇六〇〇貫目ほどあるが、萩藩主としての「御身上」(身分、地位)では三〇〇〇貫目もないと足りない。ゆえに、日ごろから少しづつ儉約し蓄えておく必要があると述べた。粟屋・笠井も補足の説明をした〔17〕。当役堅田は、綱広の質問を逆手にとり、幕府軍役をきちんと果たすためにも日ごろから儉約し、「御仕置銀」の貯蓄が大切であることを綱広に論じたようにみえる

(5) 江戸上屋敷の普請

最後に、江戸上屋敷の普請につき、昨年来米値段が上がり(収入増)、今年は殿様が在国され(江戸支出減)少しは余裕ができるので、小規模な普請工事があればできることが報告された〔18〕。

「粟屋・笠井覚書」が伝える内容は以上である。

五 「当家制法条々」制定と正保二歩減中止

(1) 江戸協議後の経緯

協議から約一ヶ月半後の五月十一日、綱広は江戸

を発ち六月十一日萩城に帰る(『毛利十一代史』)。

萩城で「当家制法条々」が公布されたのが九月十四日。それまでの三ヶ月間、綱広、藩主と一緒に帰国した当役堅田、江戸加判益田、手廻頭繁沢、そして国元老中で隠密に最終協議が行われたはずである。

国元老中の考えは、江戸で綱広と重臣が協議して新法の概略を決め、帰国後「国元御老衆被存候所」(国元老中の考え)とすりあわせる手はずであった〔6〕。ただし、「当家制法条々」の内容は多岐にわたる。また、元就以來の家法から取捨選択し、あるいは新規に加えると言っても、参照すべき什書類の多くは国元で保存されていたはずで(しかもまだ整理不十分)⁽²⁰⁾、江戸での作業は難航したと予想される。帰国後の協議の中で、国元老中の意見が採用される部分は大きかったのではなからうか。⁽²¹⁾

(2) 「当家制法条々」の公布

九月十四日「当家制法条々」が萩城で公布された。

同日、「郡中制法」「町方制法」など万治制法を構成する重要法令一四編も公布される⁽²²⁾。「当家制法条々」公布は、藩首脳部には正保の二歩減中止の前提とい

う重要な意味をもつが、何も知らされていない家臣たちは、藩主二度目の帰国に合わせ、「郡中制法」や「町方制法」などと同時に、藩内統制のため定められた基本法公布とのみ認識したであろう。

「当家制法条々」の条文には、それが「古来之法」「元就公之掟」「元就公之制法」であり、家中において元就以来の、古来からの決まりであることがわざわざ注記されたものが九ヶ条ある。文武重視（二条）、軍役義務（三条）、知行守護（三二条）など藩士として最も基本的事柄以外に、①縁故を使って訴訟に及ばない（四条）、みだりに訴訟を起こさない（五条）、など裁判に関する条文、②公儀の重視（七条）、分限をわきまえること（八条）、役職就任者の無欲・廉直・公平（九条）など藩秩序、上下関係、公私の峻別の徹底に関するもの、そして③浪費の戒め（一九条）に大別される（表1参照）。

①②③は、国元老中が必要性を特に強調した新法の内容にほぼ対応する。「当家制法条々」奥書には、この法が「受天下御制法之旨、或考元就以來之旧記」をまとめたとある。にもかかわらず、①②③にも「元

就公之掟」等の文言を入れたのは、これらが新法中最も強調したい内容だからであろう。この法が正保の二歩減中止の前提であったことをよく示す。浪費を戒める第十九条は次のようにある。

一好無用之事、費金銀、当役難勤族之事

右士之嗜むへきハ兵具たり、雖然結構を構て分際相應を肝要とすへし、是又当家旧制之法也、況乎此外の器をや、然るに分過を好ミ美麗を専とし、茶具・世具・衣類・群飲佚遊等之風流ニ財宝を費す輩幾そや、是誠に載主恩、却而不報主恩、太以可為停止事（以下略）

士が重視し金銀を使うべきは兵具だが、それも身の程をわきまえることが「当家旧制之法」である。いわんや茶器・衣類、飲食遊興などの「風流」に浪費することは主恩に背く行為だとし、贅沢、奢侈を厳禁する。他の藩、他の時代でも示される一般的内容にもみえる（二〇条も華美な屋作を禁じる内容）。しかし、「粟屋・笠井覚書」をふまえれば、この条文が、正保の二歩減中止には儉約と支出削減徹底の強い意志が必要というこの時期特有の課題に対応する

ことは明らかである。しかもそれは藩士のみならず、藩主の行動にたがをはめるもの、藩主自身に儉約、浪費禁止を誓約させるものとなる。あるいは国元老中は、「分過を好ミ美麗を専とし、茶具・世具・衣類・群飲佚遊等之風流ニ財宝を費す輩」という文言に、江戸で何かと浪費し、鷹を減らすことにも難色を示す藩主の姿を重ねていたかもしれない。

縁故を使って訴訟を起こさない、みだりに訴えない、法を守る、上役の指示に従う、これらも家臣に厳守させることはもちろん、藩主自身に、自分に近い家臣や身分の高い家臣からの訴え、縁故を用いた訴え、頭取人に従わず例外を認めさせようとする行為などは、一切認めないと誓約させるものとなる。

以後重臣たちはこの法をよりどころに、家中に対してはもちろん、藩主に対し、浪費を戒め、儉約を促し、公私の峻別、御家第一、公平重視、ルールの厳守などを主張できる。それは藩主自らが定めた規則であり、「古来之法」「元就公之掟」だからである。

(3) 正保の二歩減中止

前述のように、十一月二十八日に「先年之歩上り

今度被返遣付而被仰出条々」が公布され、正保の二歩減中止が家臣に伝えられた。ただし、上知返還終了までは時間を要したようで、給地返還に伴う百姓の扱いに関する加判衆奉書が翌寛文元年正月、郡奉行から所務代への上知返却処理に関する通知が同二月、返却処理が一段落し所務代管轄区域が再編されるのが同閏八月であった。²³⁾

二歩減返還に伴う愁訴の頻発、藩政の混乱という事態は、現在のところ知られていない。国元老中の意図した通り、新法制定により藩内秩序は維持できたと考えられる。「当家制法条々」奥書には、この法に背く者には詮議の上、「或斬首・切腹、或国退・遠流、又籠舎・閉門・過料」を命じると明記された。

国元老中は、新法の趣旨に背き愁訴を企てた者には、身分に関係なく切腹を命じるべきと考えていた。強い言葉の奥書文言は、藩首脳部の本気度を示し、法の強制力を高める一因となったはずである。「粟屋・笠井覚書」は、単に法文言からは読み取れない、法の裏にあった制定者の強い決意を今に伝える。

なお、上知返還の実務は当職を中心に郡奉行・所

務代で行われた。「粟屋・笠井覚書」にみえる「頭取人」の役割は直接的には当職が担ったといえる。国元加判衆を構成する当職は、正保の二歩減返還作業を契機に、結果として、「頭取人」として国元加判衆内での地位を向上させたのではなかるうか。

おわりに

「粟屋・笠井覚書」は、藩政前期の二つの重大事件、正保の二歩減中止と「当家制法条々」制定との密接な関連を示す点に大きな史料的价值がある。しかも後年の回顧録や聞書ではなく、正保の二歩減中止に関する協議の場にいた人物が程なく作成した、いわば「議事録」「江戸出張復命書」であり、協議における藩主ほか藩首脳部の発言、考え方を生々しく伝える。従来から重要性を指摘されてきた「当家制法条々」であるが、この文書により、法制定にいたる経緯、藩首脳部の考え方が明確になり、同法が万治制法中特別な意味をもつことが改めて確認できる。

「当家制法条々」は、正保二歩減を中止しながら藩財政を立て直す「仕組」も維持し、かつ上地返還

に伴う藩政上の混乱を回避するため、国元老中らが藩主に制定を提言したものであった。それは家中統制のため藩主が一方的に定めたわけではない。

同法は藩主にこそ遵守してもらい、藩主の行動をも規制する意図を強くもっていた。俟約、愁訴の禁止、公私の峻別、頭取人の指示に従うことなど、同法が定める内容は、藩主・家臣双方が守るべき規則であった。藩主自身も法の適用外ではなく、家臣は身分の上下、藩主との親疎と関係なくこの規則に従わなくてはならない。正月十一日の同法読み聞かせは、藩主から家臣への法の申渡しであり、法に従わせる儀式であるが、当初は、藩主と家臣が家中の重要かつ最も基本的ルールを確認し合う場という意味が大きかったのではないか。制定に尽力した重臣たちの意図は、少なからずその点にあったと思われる。

ところで、享保期編纂の「国司広孝聞書」に綱広のエピソードが多数収録されている。①参勤交代での萩出發前、江戸での「御勤之事」につき家臣から長々と意見されて出發が遅れ、結果「日並」が悪くなったと綱広が立腹した話、②龍昌院（綱広母菩提

所)を訪れた綱広が、座敷から隣寺の卒塔婆が見え
ると文句を言い除かせた話⁽²⁵⁾。③江戸藩邸に幕府老中
を迎えた時、綱広が「例之御氣随意出」て出迎えを
嫌い、家臣堅田安房の諫言でようやく出迎えた話、
④綱広が「御異乱出」て刀を抜くことがあり、堅田
が泣いて戒めた話などがある。同書からは、プライ
ド高く、時に家臣へ感情を露わにする激しい気性を
もった綱広像がみえる⁽²⁶⁾。

二歩減返還に伴う藩政の混乱は防げたものの、江
戸生まれのプライド高い若い藩主と、家中規則に従
うことを求める前藩主以来の重臣たちとの関係は、
これらエピソードを見る限り、以後前途多難だった
かもしれない⁽²⁷⁾。

註

- (1) 全文は、山口県文書館編『山口県史料 近世編法制
上』(一九七六年)、『山口県史 史料編 近世2』(二〇
〇五年 山口県)に翻刻。
- (2) 『萩市史』第一巻(一九八三年 萩市)、301頁。
- (3) 『山口県史 史料編 近世2』「解説」56頁。

- (4) 『山口県の歴史』(山川出版社 一九七一年)175〜176頁。
- (5) 「近世の法」『岩波講座日本歴史 第12巻・近世3』(岩
波書店 二〇一四年)。
- (6) 同氏『萩藩財政史の研究』(塙書房 二〇一三年)第
三・四・六章など。
- (7) 正保の二歩減を中心とする正保三年改革については
脇正典氏「萩藩正保三年改革について」(同氏『日本近
世の藩社会』東洋図書出版 二〇一七年、第四章第二節)。
- (8) 本文書を読み解く上で不可欠となる萩藩前中期の財
政動向については、田中誠二氏前掲書、特に第二〜六章
に詳細な検討があり、以下多くをこれに依拠した。

- (9) 寛文元年「分限帳」(52給禄(8の1))での禄高は粟
屋二四〇石、笠井一三〇石。粟屋は、島原一揆時に従軍、
山口町奉行(寛永期)、御家来中屋敷御窮役(承応二年)
などを務め、寛文四年十一月に六四才で死去。譜録には
この秘密任務遂行に関する記載は無い(「譜録」粟屋十
太夫(23譜録あ118))。
- (10) 田中前掲書、第二章・第三章。
- (11) 脇前掲論文。
- (12) 児玉は当職・江戸加判経験者であり前当役、国司も
当職・国元加判経験者。
- (13) 田中前掲書、第三章。
- (14) 田中前掲書、第二章。
- (15) 「大記録」(55旧記3(131の51))、『毛利十一代史』
卷之八、493〜501頁。

- (16) 脇氏前掲論文によれば、正保改革時、改革の反対者
や若年の者が禄の削減対象となり改易された者もいた。

- (17) 『山口県史史料編 近世2』萩藩近世前期主要法制史料²⁶⁷（以下『県史』²⁶⁷と略記）。
- (18) 国司備後の末裔で、五代藩主吉元の手廻頭も務めた国司広孝が享保年間に編纂した記録（16叢書36）。同書に「万治之御式目者出来之上、越前様（福井藩主松平光通）ニも御相談ニて被仰出候由」とある。
- (19) 「国司広孝聞書」は、網広が鷹好きで、「泰巖院様御代御鷹御好被成候）、鷹功者」の吉見山三郎という「江戸同心のおちぶれ者」を扶持百俵で召し抱えたというエピソードを載せる。
- (20) 毛利家の御什書類は一八世紀前半、藩士永田瀬兵衛により整理される。広田暢久「長州藩編纂事業史」（其の一）・（其の二）『山口県文書館研究紀要』第9・10号一九八二・八三年、拙稿「萩藩元文譜録と永田瀬兵衛」（『同』第36号 二〇〇九年）参照。
- (21) 「当家制法条々」公布時に法令を読み上げた土方伝右衛門、原田甚右衛門、八木甚兵衛など、祐筆役・直書役・用所役等を歴任した学文に優れた役人が同法編纂に深く関わったとされる（『毛利十一代史』、小川國治氏・小川亜弥子氏『山口県の教育史』（思文閣出版 二〇〇〇年）。ただし、法の趣旨やその具体的内容の検討は隠密に藩首脳部で行われており、彼らの関与は、最終的な法令の字句や表現の検討などに限定されると思われる。
- (22) これらが万治二年二月「ケ条」で「ケ条令増減可改之处（略）追而相考濃々可申聞」とある法に該当する。
- (23) 『県史』²⁹⁶・³⁰⁰・³⁰⁹。なお脇氏論文によれば、上知実施時も実務が大変であったことが知られる。
- (24) 田中誠二氏「萩藩の家臣団編成と加判役の成立」（『山口大学文学会志』第55巻 二〇〇五年）。
- (25) このことにつき、ある僧が「龍昌院の内ならはさそあしからめ傘都婆何かハ苦しかるへき」と読んだといい、暗に網広を批判している。
- (26) 『毛利十一代史』では、「故老ノ口碑ニ、公（網広）性英邁剛直、頗ル有為ノ資アリト」とある。
- (27) 「国司広孝覚書」によれば、網広時代、毛利六郎左衛門（右田毛利）、堅田安房（当役）、榎本遠江（当職）、柳沢新右衛門（大組頭）、根来主税（大組番頭）らによる「御国党寄」と呼ばれるグループ（論語・大学読論等専にして有之）があったが、網広が疑念をもったため（「右之衆江御疑出来」）、堅田・榎本が「神文之取かわしを則御前ニて焼捨」（党寄解散を網広に誓約し）たとい、これを「党寄破れ」と呼んでいる。この後、堅田・榎本は役を替えられ、毛利宮内（阿川毛利）に当職を命じられたとあるので、寛文前半、網広三〇代の頃となる。網広と重臣たちの緊張した関係をうかがわせる。

表1 「当家制法案々」の概要

条数	条文(本文のみ抜萃)	内容(大意)	条文の概要
1	天下諸事之御制法宜相守事	天下(幕府)の制法を守り、特にキリスト教を堅く禁止すべきこと。	「天下嚴重之御制禁」
2	諸士面々常に可相嗜事	諸士は常に文を学び、武を嗜むべきこと。	「此法於当家古より定をかるゝ元就公之制訓」
3	軍役不可忘事	治にも乱を忘れず、軍役に励むべきこと。	「是古来之法也」
4	当奉行をさしおき、以縁引申訴訟之事	担当の奉行を差し置いて、縁故を使つて訴訟に及ばないこと。	「元就公之掟」
5	訴訟之事	大小事(に)かわらせず、みだりに訴え出ないこと(僅訴訟止)。	「此法元就公制法之時、元春・隆景・貞徳・通良是をうけたまひつて相禁する所」
6	諸公事之事	公事は理非を尽くして決裁し、かつ一事不再審の原則を守ること。	「当家古来之法度」
7	軽公體被法族之事	公體を輕んじ、法を破る者は政道の妨げであり、國賊として扱ふこと。	「元就公之制法」「元就公堅被相當法」
8	面々其分限ど其役權をかへりみて、礼法撰すへからざる事	各自の分限ど分際を顧みて、進退を慎むべきこと。	「元就公之儀法」
9	諸役之土可相守事	役職に就く者は無欲・廉直・公平を旨とすべきこと。	「元就公之儀法」
10	諸士尊可相戒事	名刺・名聞を求め、風流に心を奪われ、売買利圖の才覚に及ぶことや勝負事など私生活での非道を慎むこと。	「元就公之儀法」
11	結党輕恩族之事	主恩を忘れて徒党を結んだら、他国の者に密事を漏らさないこと。	「元就公之儀法」
12	与頭・番頭并組之証人可心得事	組頭・番頭・組証人の心得のこと。	「元就公之儀法」
13	物頭可相心得事	物頭役の心得のこと。	「元就公之儀法」
14	致家業者、其役尊可相勤事	専門業者の者(家業人)が心得るべきこと。	「元就公之儀法」
15	諸士安二他國出行之事	諸士の他國出行禁止のこと。城下を離れての一宿は組頭の許可を要すること。	「元就公之儀法」
16	歩行士之儀(略)方法度を守真心之覚悟可為肝要事	歩行士が守るべきこと。	「元就公之儀法」

17	諸士役儀之時不可雜浴事	役儀に関する不平禁止のこと。病者・幼少の者の取り扱 いのこと。	
18	専我懐、誇他人、企讓候、乱風俗族之事	他人を誹謗し、風俗を乱す者のこと。	
19	好無用之事、貴金銀、当役難勤族之事	日常生活では金銀の浪費を慎むこと	「当家旧制之法」
20	香分過、尽美麗屋作停止之事	過分の屋敷(印)停止のこと。	「天下之御制誠」
21	礼儀・礼物之事	近親・縁者以外への音信・贈答禁止のこと。	
22	衣装之事	衣装に関する品定(規定)のこと	
23	饗応之事	饗応に関する品定のこと。	
24	私二不可結婚姻、并規式之事	婚姻のこと。極高百石以上の者の結婚は譜主に伺い、 再婚は家老の指図に従ふべきこと	
25	繼目跡職并養子之事	家督相続・養子・末期養子・隠居のこと	
26	諸士二男三男召抱之事	諸士の二男三男を召し抱えること	
27	人沙汰之事	諸士以下の沙汰のこと。	
28	喧嘩口論捕籠者并走者之事	喧嘩・口論・捕籠者・走り者のこと	
29	重科人申付揚へ、上げたまわりの役人之外不可推参事	重科の者の処罰のこと	
30	失火之事	火の用心のこと	
31	乘輿之事	乗輿のこと	
32	知行守護之事	知行守護のこと	「元禄公改進のため墾所被相制之法」
33	目付之者可心得事	目付の者が心得るべきこと。	

(注)「内容(大意)」欄は『萩市史』第一巻の301～303頁をもとに作成した。

○粟屋半左衛門・笠井庄左衛門より堅田安房・益田孫左衛門宛書

（万治年）

（二代藩主御覽）

二月十六日、殿様今度御使之様子可被聞召之旨ニ付、

御直ニ申上候覺

（当役堅田就殿）

一 御奥之御座之間ニ御座被成候而、御前ニハ堅安房殿・益孫左衛門殿・繁二郎兵衛殿御伺公ニて人ヲ御退被成被聞召候事

二 御国本より之口上之儀、粟屋半左衛門申上候事

③

一 申上候次第、毛利宮内・毛利隱岐・益田越中・児玉淡路・国

司備後・榎本遠江申上候、此内国司備後事者隱居ニ付川上ニ

罷居申候へ共、各方被呼出、今度言上之儀ハ御為之肝要之儀候之条、備後事隱居ニてハ御座候へ共、罷出存寄之所をも申

候様ニとの儀ニ付、備後も遠慮御座候へ共、御為御肝要之儀

④ 二 付罷出候而各相談仕候事

一 右之各六人方申上候へ、去年九月ニ堅安房・益孫左衛門方御

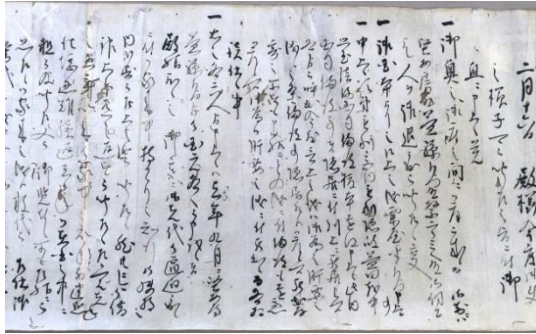
国元各へ被申越候者、殿様度々之御意ニ御先代御逼迫被成候

ニ付、御家来中持かゝり之知行御扶持之内式步被召上之由被

聞召候、然共ニ今御借銀大分有之通を被聞召候、左候へば先

年之悪年以來御家中之衆手前迷惑仕堪忍難続通去年御在国之
中ニ粗被及聞召候、又々御覽付候所も左様ニ被思召候、御家

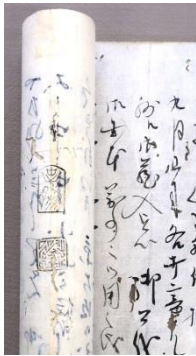
来之儀ハ数代被召仕御普代之儀ニ候へば堪忍難成通被聞召上、殿様ニも御苦勞ニ被思召候条、何とそ被為成程の儀ニ候ハ、式歩之地被返遣度被思召候間、各先隱密ニて讚談仕、御公儀向さへも御相応ニ御調被成候ハ、御内証之儀ハ随分可被遊御堪忍をも候と被成御意候由、安房・孫左衛門方申越候而御意之通致承知候、殿様御慈悲之御志誠ニ以於各も奉感有難奉存候、御隱密之儀ニ御座候へば御家来來へ申聞せ候事も罷不成候、往々御家来衆殿様之如此之御慈悲之御志之程承候ハ、有難ク忝可奉存候、何とそ此御意之辻成就仕候様ニと奉存候而、去年九月已來各打寄候て、式歩之地被返遣、残ル御蔵入を以御公儀向・江戸京大坂・御国本万事之御用之儀積りを仕引合見申候所ニ、今年と六年目ニ御借銀埒明申候、其内八年々式百貫・三百貫め程御不足御座候筈ニテ御座候、此御不足之所、御簡略被仰付候ハ、何とそ相成可申やや左様も御座候へ者、先御直之御用之事、大ヲ中ニ中ハ小ニ可被仰付と堅ク御内意被成候ハ、其外江戸京大坂・御国元万事之御用之儀者各讚談仕候ハ、かどくニて少宛も出御座候ハ、二三百貫め御不足之所もおもしろく相調可申やと奉存候、此段被聞召上候而式歩之地被返遣候様ニ被仰付可然奉存候、然者式歩之地可被返遣と計被仰出候ハ、殿様御志忝段ヲハ疎



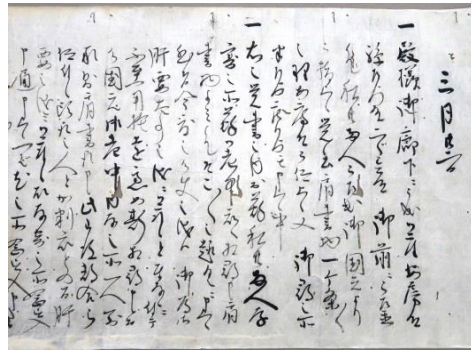
【写真3】文書冒頭（2月16日の協議部分）



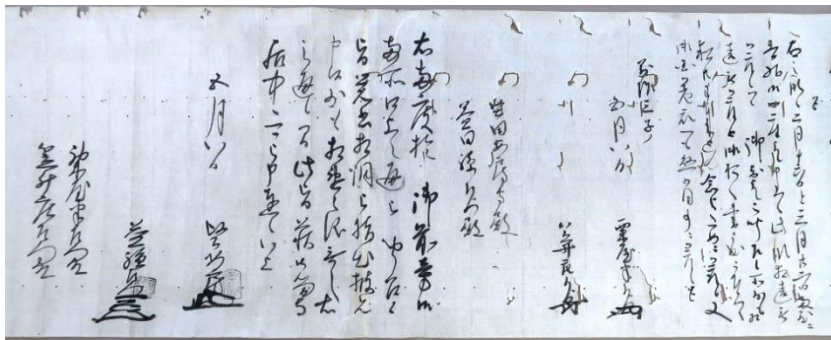
【写真2】巻いた状態の文書



【写真5】紙継目裏の堅田・益田印



【写真4】3月21日協議部分冒頭



↑堅田・益田奥書

↑栗屋・笠井奥書

【写真6】文書奥書部分

萩藩における正保の二歩減中止と万治三年「当家制法条々」の制定（山崎）

二奉存、色々様々之愁訴御理達申上候様ニ御座候ハ、か程御慈悲之御志も無ニ罷成、何之御仕組も成立申間敷かと奉存候条、弥式歩之地可被返遣と被思召候ハ、先御法度之御ケ条とくと御吟味被遊被仰出候て可然奉存候、左様御座候へハ元就様御代其已後御代々之御法度之御ケ条数通御座候之間、此御ケ条被遊上覽、此節ニ相当り候所御取扱被成、右之御ケ条ニ無御座事ニても此節ニ相応之可然儀ハ御書加被成、御家後々迄之御制法ニ相成申様ニ被仰付、御家来へ御帰国之上被仰渡候而、其上ニて式歩之地可被返遣と被仰出可然奉存候、然者此御法度之御ケ条被仰出候事、此御肝要ニて御座候、何程能御法度御ケ条ヲ以被仰出候而も其御ケ条之旨、殿様御違候へハ何之御仕置も不被為成筈ニ御座候之条、此御儀定之所³御肝要ニ奉存候之由申上候事

一 式歩之地被返遣、又御制法可被仰出と於被思召者、頭取之人から御校了被成被仰渡可然奉存候、左様御座候て二歩之地被返遣、御仕組又御制法之任立、頭取之人相調備上覽候様ニ御座候而可然奉存候、左様も御座候へば第一ニハ殿様万事之所御儀定堅ク被遊候ニ相極り申候と申上候事

付、御儀定ト申上候かとく之事

^a○右之分ニ御法度被仰出候上ハ、御先代御当代之事ニても被仰出候昨日迄之儀ハ、一切御理愁訴被聞召上間敷と御ケ条之内ニケ条被遊候て可然存候、其上御法度ヲ背御理^意だて申上候者御座候ハ、縦御一門衆或ハ久布被召仕何と御不便ニ被思召者ニても、尤外様ニてハ不依大小身、則切腹生害を可被仰付候、堅ク被遊御儀定可然存候、左も無御座候ハ、色々愁訴御理ニかゝり可被仰付様も御座有間敷と奉存候事

^b○御儀定之内ノ一ツニハ、御所帯方之事右如申上候、御直々御用之儀ハ、大ハ中ニ中ハ小ニ可被仰付と唯今方能々被遊御儀定候事御肝要ニて御座候、右之御意之分ニ只今ハ随分可被遊御堪忍をもと被仰出候ても、後々此儀ハ加様ニ可被仰付候つれハ此様ニと御物入之事被仰付候様ニ御儀定破申候ハ、右ニ申上候式百貫め三百貫目程御不足之所、何とぞ相調申様ニとの御簡略も不罷成候て、先方御座候御借銀ニ又々御借銀重り候て、後々ハ何共可被仰付様御座有間敷と奉存候、此段御儀定之一ツニて御座候、弥大ハ中に中ハ小ニ何事も御直之御用可被仰付と堅被遊御儀定之事御肝要ニて御座候通可被申上由申上候事

^c○頭取被仰付候人、若依怙量賈私之儀於御座候者、御目付衆

尖ニ申上候様ニ被仰付、尤加判人も僉儀仕申上候上ニて弥被成御究、越度紛無御座候ハ、則時切腹可被仰付と御儀定之上ニて頭取被仰付可然奉存候、若依估ひいき之儀も御座候時、被成御慈悲御赦免候ハ、何之御仕置も不為成事

ニ御座候事

○頭取人多疾枯ひいき私之儀毛頭無御座、一命を捨御為一筋ニ

万事有体ニ仕候ハ、少々御不如意ニ被思召候事ニても、頭取人申上分ニ可被仰付と堅ク御儀定御肝要ニ奉存候、頭取人命を捨、万事有体ニ御為一筋ニと奉存候ても、殿様無御承引候へば何を可仕様も無御座候而御仕置成立不申答ニ御座候、然者御儀定と御座候所、殿様被思召候儀、御尤ニて無御座事を御儀定と堅ク被仰付候儀ハ不可然儀候、御尤之儀ハ其御儀定可然御座候、若御無理成儀ニて御座候ハ、頭取人申上候所被聞召入、御無理之御意ヲハ被指置候様ニ只今被遂御分別可然奉存候事

○頭取人之外、御一門衆尤御側衆ニても脇口より何事ニても被聞召間敷と御儀定御肝要ニて御座候、頭取人ヲ指置わきくろ万事之儀申上候時ハ、殿様之御儀定も破れ、頭取人諸事御仕置可仕様無御座候苦ニ御座候条、若々縁引を以頼申儀脇々之者より申上候ハ、其申上候者御法度ニ可被仰

付と、是又堅ク御儀定被遊可然奉存候事

○右之段々被成御吟味、其上加様く被思召候者、越後様・高田藩主松平光長

松平義直出羽様へ被成御内談、其上被仰出可然奉存候事

○右之次弥於被仰付候者、新儀之御目付被仰付候様ニと奉存候、人から之儀者一命をかへり見不申、御為一筋ニ心得、少も会尺色色を不仕者ヲ御僉儀被成被仰付候様ニと奉存候、御目付之人・頭取人其外之儀、万事承付有体ニ沙汰仕候て、頭取人承候て能事をへ頭取人へ申聞せ、尤被聞召上候而可然事ハ尖ニ申上候様ニ堅ク被仰渡候て可然奉存候事

右之通、御国本御老中申上候事

○一私共兩人申上候ハ、於御国本ニ右之御老中へ念を入申候ニハ、殿様ニ万事堅ク被遊御儀定候様ニと申上候時者、先各之儀定之所承度候、若於江戸御前へ兩人被召出御尋之時可申上ためニ候、頭取人今度定而可被仰出候、然者頭取人若依估量戻私之儀候ハ、明白ニ可有御僉儀候や、悪敷候共頭取人被仕次第ニと被存候や、又頭取人万事有体ニ御為一筋ニ被仕候ハ、脇々方支り被成候様ニ被仰間敷候哉、又縁引を以頼申儀御取持有間敷候や、此段者人前之内存承度通申達候、各々申様ニ、

尤之念ニ候、頭取人被仰出候上ニテ頭取人依怙私之儀候ハ、無慮慮僉儀可仕候、尤有躰ニ被仕候ハ、脇々方少も支りニ成候様成儀仕間敷候、又縁引を以頼申儀候共少も取持申間敷候通、互ニ堅キ誓紙を仕替し、其上ニテ御意之通承沙汰可仕候之通各々申達申上候事

又何か御意御座候ニ付、今度御国本ニテ御老衆被申候ハ、公方様日光御参宮ニ付西国ノ大名衆へ其内御暇可被遣様ニ御取さた之由候、左様御座候時ハ、右之段々申上候事遅々仕候へハ、江戸ニテ御談合被成候する御間も御座有間敷候間、少も立候て兩人被指上せほとニテ、舟も閑を被仰付候程之儀ニ御座候、此度於此御地ニ被遊御談合、御制法之儀も有増御沙汰ニ成候て御帰国候ハ、則御国元御老衆被存候所ニ被引合御沙汰被仰付、急度御家来へ被仰出候様ニ御座候而可然通各被仰候由申上候事

右之段々粟屋半左衛門口上申上、事終り候て笠井庄左衛門
申上候事

一只今半左衛門申上候次第、御国御老中方申上ル首尾少も相違不仕候、私式此度半左衛門同前ニ兩人被指上候も、自然半左衛門ニても私ニても御使之様子承違、又ハ申おとしも御座候

時ハ、兩人ニテ御座候時ハ其闕略をもたかひニ助合、少も申おとしなきやうニとのためニテ可有御座候へ共、唯今半左衛門段々申上候所毛頭私承候辻ニ少も相違無御座候、毛頭私口才可申上所一円無御座候と於御前安房殿へ向ひ申達候所ニ、安房殿も先日内証ニテ下聞仕候も右之半左衛門申分ニテ別条相替事も無之由被仰候事

一殿様被成御意候者、国本老ともハ此儀成立可申と申候哉と御尋被成候ニ付、私申上候者、唯今半左衛門も申上候様ニ、何とぞ殿様被仰出候御意之辻相違不仕候様ニと奉存、各隱密ニテ其讚談仕候所ニ、殿様御儀定さへ御立被成候ハ、成立可申かと申候て、御所帯もくろみ等申付別紙ニ書立物御座候、安房守・孫左衛門迄指出候、何も御内証さしつみたる御勝手ニ御座候条、御直之御用等をも大ヲ小ニ之御心持御肝要奉存候、第一者今度被仰出候御制法之御ケ条之所とくと御合点被成、此御儀定之所御肝要千万ニ奉存候間、此儀重畳可申上由御国老衆も被申渡候、其外何も御儀定之かとくと者半左衛門委敷申上分ニ御座候間、右之御合点とくと被遊候ハ、何とぞ成立可申様ニ御老衆も被申候と申上候事

一安房殿・孫左衛門殿迄申候ハ、此儀被仰出無御座内ハ何程御

隠密被成可然奉存候、たとへ此事成立候ても、無被仰内ニ漏レ候て者不可然候、若又不成立候へば猶以前かとの御沙汰弥悪敷事ニ御座候間、此段左様被相心得、御前へも能々可被申上由、安房殿へ申候へば、安房殿被申候へ、其段者ごとくと殿様へも申上被入聞召たるとの被仰様ニて御座候事

^[10] 御意被成候へ、老とも寄合ハ蔵本ニて仕候哉と被成御尋候、

私申上候者、右寄合者宮内・越中所ニ而両度仕候、其外之所

（国元加判毛利・同益）
（当國領）
ハ遠江所へ兩人計罷出、右之次第口上之覚・もくろみ物之帳引合等とくと工夫仕覚為可申ニ毎日罷出候事

^[11]

右之段々、書物ハ不入上覧、口上計ニて右之辻可申上由、安房殿・孫左衛門殿御指図ニ付、兩人口上ニて申上候事、其後

（高田藩主松平光長室・御所始末）

私共安房殿迄申上候へ、越後御前様へハ書物かなニ直し被懸御目候、然時ハ其書物を以御前様殿様へ御談合被成候時ハ、右之書物御座候ヲ殿様へ不被懸御目事ヲ若不謂様ニ被思召事も御座候時者如何敷奉存候間、被入尊覽間敷やと申候へハ、則被申上、三月廿二日ニ御松之御廊下ニて兩人も罷出書立物よみ申候事

三月廿二日

^[12] 一殿様御廊下ニ被成御座、安房殿・孫左衛門殿・二郎兵衛殿御前ニ被召置候て、私共兩人被召出、御国元より被指上候覚書・肩書物一ヶ条く之理安房殿被仰上候、又御尋之所半左衛門・庄左衛門も申上候事

^[13] 一右之覚書之内、於萩私共兩人存寄之所、萩御老中衆へ相尋申

候肩書物よみ候て、そこく之趣具ニ申上候、然者今度之御使之儀ハ御為御肝要大事之儀ニ御座候と奉存候ニ付テ、不至用捨遠慮如斯相尋申候而御国元御老中内存之所一人前承、則肩書取申候、此已後都合被仰付候頭取之人と加判衆との間肝要之儀ニ御座候故、存寄之所念を入申通申上候へば、尤之所念を入申たるとの御意被成候事

^[14]

一覚書之内、新御目付被仰付候様ニと御座候所ヲ殿様御尋候ハ、当分之事ニて候か已来迄之事ニ候かと被成御意候、兩人申上候者、此段者当分之儀ニてハ無御座候、以来共ニ被仰付候様ニと萩御老中衆被存候と申上候へば、御前ニも左様可有之事と被思召候と被成御意候、然者此御目付之儀ハいかにも真実ニて理も明ニ、依怙私之心無御座、御為一筋ニ存、身命をかへりみす氣つよ成者ヲ御見立候て被仰付候て、都合存候衆ニても私之心底御座候ハ、指詰異見をも仕、無承引候へハ尖ニ

至言上、尤加判人之儀も依怙私緩せ之儀御座候ハ、是又異見を仕、無承引候ハ、尖二言上仕候様ニ被仰付候ハ、都合存之衆之上二少も殿様御不審無御座候而、殿様ト都合存之人と御順孰被遊儀ニ可有御座候、左御座候時者何方以可然御仕組ニて御座候、此中之分之御目付之被仰付様者、御番衆などの(儀起)ね起等之御究迄之様成事ニ御座候、然時者太低御為ニ罷成候御目付之被仰付様ニてハ無御座候、右之分ニ被仰付候而、扨御家来諸士之善悪をも御沙汰被仰付候ハ、諸士中も志出来風俗も次第二能可罷成通申上候ハ御尤ニ被思召候、左レハ頭取人程の者ニても可有之と被成御意候、安房殿・孫左衛門殿・二郎兵衛殿面々之思召寄被仰候事

¹⁵一御意被成候者、御鷹・御步行衆などの事被指置候様ニも被為成間敷と被仰候、兩人申上様ニハ、御国元老衆申上候もすきと被指置候様ニと申上儀ニてハ無御座候、大ヲ中ニ中ヲハ小二と被遂御分別候様ニと申上候、縦御鷹十居御座候ヲハ七八居ニも被成候やうニと申上儀ニ御座候、何も御直之御用之事加様ニ被成御分別候様ニ御儀定被成候ハ、其外之儀ハ御老衆打合讚談仕、御所帯御統被成候やうニ可致沙汰と申上候通兩人申上候ハ御尤ニ被思召候、又御步行衆などの儀、被為入程之儀ハ被召置せ候ハて不被為叶候、不被召置候而も相

成申所之分ハ不被召置様ニと被申上候通兩人申上候、又々御意ニ、御鷹などハ湊候事ハ有之候共すくなくハ難成物ニ候、(と)随分可被遊御吟味候へとも、此段ヲ能御国元御老中へも兩人申達候へと被成御意候事

¹⁶一御手廻り衆ニても当分無御用衆之儀ハ御国本ニ被召置候様ニとの事安房殿具ニ被仰上候、此段とくと被聞召付候、左候て御意被成候ハ、(御使)松田権左衛門・(御氏小姓)糎谷権六などハ如何可被成かと被成御意候、安房殿被仰上候ハ、それらも二郎兵衛組と申、第一今年妻子なとめしつれ罷下候間、来年者休息など不被仰付候ハ、左様之作舞又作事等をも仕度可為候間、被指免可被遣やと被仰上候、何もとくと御合点被遊候と相見へ申候事

¹⁷一御軍役之時之御心当無御座通之御ヶ条ニ被御氣付、何とも笑止ニ被思召との御意ニ御座候而、様子御尋被成候所ニ、安房殿被仰上候者、彼是之かとて色々取合候ハ、銀子五六百貫目者可有御座やニて御座候へ共、殿様御身上ニてハせめて三千貫目程も御座候ハてハ一陣之御役調不申候筈ニ御座候、殿様方之御遣方、又御家来悉すりきり申候へハ、殿様方御銀子不被遣候てハ御軍役などハ不罷成儀ニ御座候、か様ニ御座候故、常々御簡略被仰付少つゝ成共御仕置候様ニと各氣遣申候へ共、次第ニ御物入ハまし申ほとも入おとり申儀ハ無御座

候、此段御肝要之所之通段々被仰上候、兩人も少々口才申上候事

〔18〕
一上御屋敷、今度之御作事之儀ハ去年之御米之直段能、又今年御在国ニ付少ハ延も可有御座候間、軽キ御普請者可相成との通申上候、右之通書付ニも御座候由申上候事

〔19〕
右之段々、二月十六日と三月廿二日両度ニ各様御一座にて申上候、此段相違無御座候ハ、御前にて被聞召候所少も相違無御座由御おく書被成被下候ハ、私共已来迄の念之ためニ御座候、又御国御老衆へも懸御目事ニ御座候、以上

万治三子ノ

五月八日

栗屋半左衛門（花押）
笠井庄左衛門（花押）

堅田安房守殿

益田孫左衛門殿

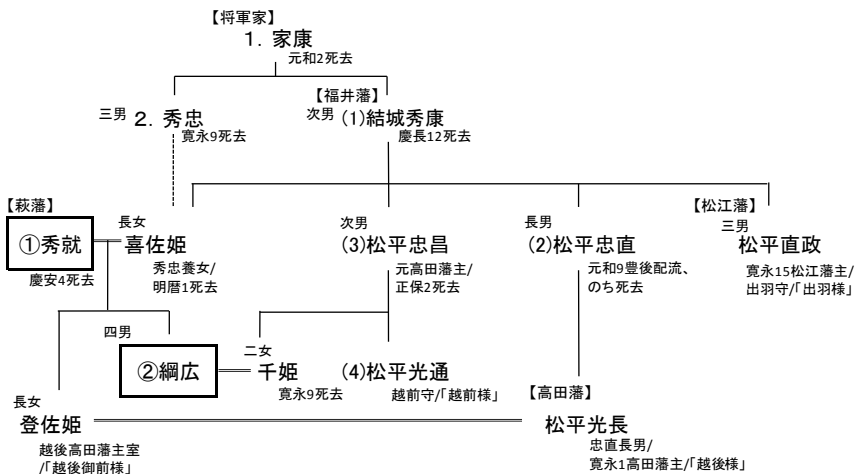
〔20〕
右両度於御前旁御両所口上之通被聞召候旨覺書相調被指出披見申候、少も相違之儀無之右之通候間、此旨萩御留守居中へ可被申達候、以上

五月八日

堅 安房（花押・印）
益 孫左衛門（花押・印）

栗屋半左衛門殿

笠井庄左衛門殿



【参考】萩毛利家と親族大名関係図